大阪府教育委員会 教育長 橋本 正司 様

> 大阪府立高等学校教職員組合 執行委員長 志 摩 毅 大阪市高等学校教職員組合 執行委員長 辻本 正純

2022年度 要求·提議書

府高教は、大阪府教育委員会が日本国憲法の理念と原則、教育の条理にもとづき一人ひとりの子どもたちにゆたかな高校教育を保障するとともに、教職員の生活・権利の向上をめざして、以下の事項を実現されるよう要求します。

一、基本要求

- 1. 貴委員会がすすめる教育行政は、日本国憲法の理念と原則、教育の条理にもとづき、教育の目的を遂行するに必要な教育条件の整備と教育の自主性擁護を基本になされるものであることをあらためて確認すること。
- 2. 貴委員会と府高教との従来の慣行については、ひきつづき遵守すること。貴委員会が新たにおこな う施策や通知については、府高教との事前協議をつくすこと。
- 3. 1966 年「教員の地位に関する勧告」、ILO・ユネスコ共同専門家委員会(CEART) 2008 年第4 次勧告、2009 年第5 次勧告に従い、教職員評価等について府高教と協議を行うこと。
- 4. ゆきとどいた教育のために教育予算を増額すること。
- 5. 過度の学校間競争で教職員を多忙に追い込み、募集停止・廃校で子どもたちの学ぶ権利を奪っている、府立学校条例の「入学を志願する者の数が3年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善の見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする」との規定を抜本的に見直し高校つぶしを行わないこと。競争の教育を激化させ高校統廃合をすすめる「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画(2019(平成31)年度から2023年度)」については、抜本的に見直すこと。
- 6.「教職員の評価・育成システム」とその賃金への反映は撤廃すること。
- 7. 学習指導要領はあくまで大綱的基準であり、「教育内容については基本的に命令・強制はなじまない」 ことをあらためて確認すること。また、教育課程の編成権限は各学校にあることを確認し、編成にあ たっては各学校の自主性を尊重すること。
- 8. 学校の自主性を侵す「学校組織運営に関する指針」を撤回すること。学校管理運営規則の改訂を撤回するとともに、職員会議規定を削除すること。学校運営にあたっては、教職員の自由な意見交換に基づく合意形成を保障すること。
- 9.「子どもの権利条約」の理念・原則に立ち、子どもに最善の利益を保障する立場から教育行政をおこなうこと。とりわけ、生徒の思想・信条・良心の自由や、意見表明権の保障、ならびに学習権や発達・成長する権利、十分な余暇を楽しむ権利を保障すること。
- 10. 基本的人権の尊重にもとづき、多様性を尊重する社会の実現をめざすとともに、ジェンダー平等

- の社会を実現するとりくみを行うこと。多様な「性」のあり方をふまえて、施設整備をはじめその他 必要な施策を講じること。
- 1 1. 学校の感染防止にあたっては、生徒と教職員を感染症から守る観点から、科学的・合理的な対策を府教委の責任において行い、学校現場に不合理な負担を押し付けないようにすること。すべての府立高校の生徒・教職員について、府の責任で、定期的にPCR検査を実施し、無症状感染者の発見・保護・追跡に努めること。

二、教育要求

就学計画

- 12. 教育諸条件の抜本改善にむけ、次の基本点にたって就学対策基本計画を策定すること。
 - ア、希望者全員入学をめざし、全日制高校への進学率を引き上げること。
 - イ、子どもに行き届いた教育を保障するために少人数学級を実現するよう国に法改正を求めるととも に、府独自にも制度改正をおこなうこと。当面、OECD 平均の約20人をめざすこと。
 - ウ、学級収容定員を「標準」から小中学校と同じ「上限」規定とすること。
 - 工、就学保障の観点から、公立高校への受け入れ割合を拡大すること。
 - オ、行き過ぎた競争を緩和するため、通学区を新たに設定し、希望する子どもに地域の高校での就学 を保障すること。通学区撤廃によって生じている不本意な遠距離通学の実態を把握し、弊害を是正 すること。
 - カ、学ぶ権利を侵害する高校の統廃合は行わないこと。また、5年間で「新たに府立高校・市立高校 あわせて8校程度の募集停止」とした、廃校計画を撤回すること。

教育の質の確保

- 13. 公私とも、高校教育の質の確保につとめること。
- 14.「教育産業」等に過度に依存するなど、学校の主体性を損なう状態を招いている「高等学校が 主催する業者テストや講習における教育産業の活用について(通知)」を撤回すること。また「学 びの基礎診断」については、実施するかどうかを含めて各学校の判断であることを徹底する こと。

「新たな教員研修」について

- 15. 教員免許更新制の廃止後の新たな教員研修の在り方については、押し付けとせず、自主的な研修を充実、支援するようにすること。また府高教と十分協議をつくし、当面以下の措置をおこなうこと
 - ア、7月1日以前に教員免許更新制によって免許が失効した者を、府教委として把握し、免許回復措 置の周知徹底に努めること。
 - イ、職員に新たな負担や不利益を生じさせないこと。

「指導が不適切な教諭等」について

- 16. 行政による教育の支配統制をねらう「指導が不適切な教諭等」の人事管理システムは、撤廃すること。
 - ア、「指導が不適切である」教諭等の認定にあたっては客観的に行い、「教員評価支援チームによる支

- 援」は恣意的に行わないこと。
- イ、「指導改善研修」「資質向上研修」の内容を明らかにし、現場復帰を前提とした適切な内容とする こと。

首席·指導教諭、主任制度

17.「首席・指導教諭」制度を廃止し、「特2級」の適用をしないこと。主任制度を撤廃すること。

教育費負担軽減

- 18. 教育費無償化に向け、以下のことを行うこと。
 - ア、入学料の徴収はやめること。
 - イ、すべての生徒に対して授業料を無償にすること。
 - ウ、経済的に困窮している生徒の就学を保障するため、学費等の免除を行うとともに、府として困窮 家庭への経済的支援を行うこと。
- 19. 入学料未納による入学取り消しは行わないこと。
- 20. 高校生・大学生等に対する経済的支援について、大学生等に対する日本学生支援機構の給付制奨学金をはじめとする奨学金制度の拡充を国に対し求めるとともに、府独自の給付制奨学金を創設すること。
- 21. 奨学金の申請方法・受給決定時期の改善、通年募集を行う等、必要な生徒が受給しやすい制度となるよう大阪府育英会および日本学生支援機構に対して働きかけること。
- 22. 子どもの貧困と格差拡大の現状の下、高校生に対する積極的な経済的支援を拡大するよう尽力すること。
 - ア、高校生に対する給付制奨学金を創設するよう国に働きかけること。大阪府育英会に対し、高校生に対する給付型奨学金を抜本的に拡充するよう働きかけること。
 - イ、小中学校で実施されている就学援助制度と同等の措置を高校生にも適用するなど、大阪府独自の 就学援助を拡大すること。

証明書発行手数料の徴収

23. 卒業生・中途退学生に対する証明書等の発行手数料の徴収をやめること。

土曜授業等について

- 24. 長期休業中の授業実施をおしつけないこと。また、期末考査終了後のあり方について、画一的な 指導はおこなわないこと。
- 25. 週休日等の授業、補習・講習については、あくまで臨時的・補完的なものであるという立場を堅持 し校長に周知徹底すること。
 - ア、週休日等の教育活動は、当該教職員の同意なしにおこなってはならないことを校長に周知徹底すること。
 - イ、週休日等の勤務には、振替や勤務時間の割り振り変更が適正におこなわれることが大前提であり、 それらが困難な場合には勤務をさせてはならないことを校長に周知徹底すること。
 - ウ、週休日の振替や勤務時間の割り振り変更ができなかった場合には、割増賃金として定められている 150% に見合う手当を支給すること。
 - 工、週休日等の勤務と振替、割り振り変更の実績を府教委として把握し、その内容について府高教と

協議すること。

26. 週休日等に教職員、生徒に対して、行政その他から、ボランティア活動や奉仕活動がおしつけられないようにすること。

部活動のあり方について

- 27. 週休日等の部活動については、学校5日制の趣旨にふさわしい活動となるよう、関係団体に要請すること。父母・府民に対しても理解を得るようとりくみをおこなうこと。また、「ノー・クラブデー」「大阪府部活動の在り方に関する方針」を含む部活動のあり方について府高教と協議をおこなうこと。
- 28. 部活動について、文科省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」は休日の部 活動指導の「兼職兼業」に言及している。これは、労働条件の重大な変更であり、長時間労働や 健康障害が懸念されることから、府高教との事前協議を尽くすこと。
- 29. 時間外、週休日等の部活動に関して回復措置を完全に保障すること。
- 30. 部活動手当を大幅に増額すること。また、対外試合や合宿等の部活動付き添いに対して旅費を支給すること。
- 31. 部活動指導を行うにあたって必要となる顧問用の用具などを公費で保障すること。
- 3 2. 短時間再任用教員が勤務日以外の日に部活動指導(校内)のために出勤する場合の通勤費を支給すること。
- 33. 家庭の経済的状況にかかわらず、すべての希望する生徒が部活動に参加できるようにするため、できるだけ個人の費用負担が発生しないような措置をとること。当面、登録費・大会参加費・出品料などを公費で負担すること。

学校支援人材バンク・部活動指導員

3 4. 部活動などの教育活動の活性化のため、学校支援人材バンクの予算を増額すること。部活動指導員の予算を増額し、配置については現場教職員の負担軽減につながる実効あるものになるようにすること。今年度の試行実施については検証を行い、今後のありかたについて府高教との協議を行うこと。

学校運営協議会.学校教育自己診断

35.「学校運営協議会」の委員の構成については学校の自主性を尊重すること。「学校教育自己診断」 のおしつけはおこなわないこと。

授業評価

36. 客観性・公正性のない「授業アンケート」と、アンケート結果の教員評価への反映は、ただちに 中止すること。授業評価については、方法・内容も含めて学校の自主性を尊重すること。

府立学校に対する指示事項

37. 各学校への「指導」の名による介入をおこなわないこと。「府立学校に対する指示事項」の作成を 中止すること。

研究指定校

38. 研究指定などについては、各校の自主性を守り、一方的な押しつけはしないこと。

随時查察

39. 現場教職員への不信を前提とした「随時査察」はおこなわないこと。

「多様化・特色づくり」

40. 学校間に格差と序列を生みだす高校「多様化・特色づくり」の押しつけはおこなわないこと。工科 高校の改編「総合募集」をやめ学科・系ごとの募集に戻すこと。

泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校統合後の「新工業系高等学校(仮称)」の検討にあたっては、生徒の実態等をふまえ、現場と協議を尽くすこと。また、募集停止後も在籍する生徒に対する教育条件を低下させないこと。

進学指導特色校

41. 過度の競争を助長し、生徒の豊かな人格形成の妨げとなる「進学指導特色校」の指定をやめること。

エンパワメントスクール

42. エンパワメントスクールの開設にあたって、教育課程の編成・教育条件の確保などについて当該 校の意向を尊重し、一方的な押し付けは行わないこと。

校長マネジメント推進事業

43. 予算配当で差をつけ「特色づくり」を競わせる「校長マネジメント推進事業」は中止し、必要な予算は府が責任をもって配置すること。

定時制 • 诵信制教育

- 44. 定時制通信制の「再編整備」については、府高教など学校現場と十分に協議すること。
- 45. 夜間定時制の規模について、全国的にも半数を越えている単学級校を否定しないこと。
- 46. 定時制高校教育の変質・切り下げを行わないこと。
 - ア、0時限目設定、土曜開講、2学期制などの改廃について学校の判断を尊重し、不当な介入を行わないこと。
 - イ、自校方式による定通併修については、安易な単位認定につながらないよう抜本的な見直しを行う こと。各校での改廃については、学校の判断を尊重すること。
 - ウ、教科書無償措置についての従前の措置を復活させること。
 - エ、希望するすべての生徒に給食を保障すること。

入試制度

- 47. 入試制度について以下の要求を実現すること。
 - ア、教職員の本来業務でないにもかかわらず、過重となっている入試関連業務での教職員の負担軽減 をはかるとともに、業務のありかたについて府高教と協議を行うこと。
 - イ、働き方改革の観点からも週休日の勤務が生じないような入試日程の設定を行うこと
 - ウ、教育活動への影響や教職員の労働条件の観点から職場の意見集約をおこない、引き続き必要な改

善をおこなうこと。とりわけ在校生に対する教育活動への悪影響を防ぐよう改善すること。

- 工、希望者全員入学にむけて制度の根本的な見直しをおこなうこと。
- オ、学力検査問題は中学校での学習の到達をはかるものにあらためること。
- カ、中学生の内心を侵し、また公平性・公正性が担保できないアドミッションポリシーに基づく選抜 を撤回すること。
- キ、学力調査である、中学生「チャレンジテスト」の結果の高校入試「内申点」への反映を中止する こと。
- ク、いわゆる「入試ミス」について、制度・業務の頻繁な変更を行い、業務を複雑化させた府教委の 責任を明らかにし、教職員への一方的な責任の押し付けを行わないこと。
- ケ. 教職員の過重な負担となっている入試業務は、負担軽減と感染リスク軽減のため、マークセンス 方式を併用するなど、業務の簡素化を行うこと。
- コ、入試当日の新型コロナ関連対策の別室設置について、府教委の責任で監督者の人員を確実に確保 すること。
- サ、追検査の実施にあたっては、現場の負担を増大させないようにすること。

観点別評価の実施

- 48. 観点別評価の本格実施にあたっては、学校現場の自主性を尊重し、教職員の負担が増大しないようにすること。
 - ア.「主体的に学習に取り組む態度」の評価にあたっては、生徒の内面の自由を侵害しないようにする こと。
 - イ. 成績評価において、3観点の比率を1:1:1の割合とすることを押し付けないこと。
 - ウ. 教職員の負担軽減のため、各校が行うデジタル採点ソフト導入等について財政面の支援を行うこと。

高校生の政治活動の保障

49. 高校生の政治的活動を不当に制限する「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」(2015年10月29日)を撤回するよう、文部科学省に申し入れること。

「日の丸」「君が代」の押しつけ

- 50. 教育活動の一環としておこなわれる入学式や卒業式などにおいて、「日の丸」「君が代」をおしつけず、生徒・父母・教職員の思想・良心の自由を守ること。いかなる職務命令も発しないこと。またこの間教職員に対して行なわれた不利益処分を撤回すること。外部からの不当な教育介入を許さないこと。
- 51.「元号」の使用をおしつけないこと。

教科書検定

5 2. 政府·文部科学省に教科書検定制度を撤回するようはたらきかけること。文部科学省·教科書出版 社に対して、教科書の記述が日本国憲法の原則にのっとり、科学的な真理·真実にもとづいたもの となるようはたらきかけること。教科書採択について学校の選定に介入せず、学校の選定結果を尊 重すること。

学校間連携と学校外単位認定

- 53. 学校間連携、技能審査の成果の単位認定・学校外の活動の単位認定の制度化は撤回すること。
- 5 4. インターンシップやデュアルシステムでの企業実習および単位認定は学校教育にふさわしいものであるかどうかの検証をおこなうこと。

障害のある生徒の教育保障

- 5 5. 障害**のある**生徒の府立高校入学については、本人の学習権・発達権を保障する観点を最優先する とともに、入学後の十分な条件整備をおこなうこと。
 - ア、知的障害**のある**生徒の受け入れにあたっても前述の内容が十分に配慮される事が前提であり、それなしの受け入れはおこなわないこと。「知的障がい生徒自立支援コース」への募集は中止すること。
 - イ、障害**のある**生徒の高校受け入れにあたって、教育・医療・訓練・福祉の各方面から、科学的に検討し助言できる公的な機関を設けること。
 - ウ、障害**のある**生徒の入学選抜検査では充分な人的配置をおこない、該当校の負担にならないように すること。
 - エ、障害**のある**生徒が入学した場合、その発達保障のために必要な専門家の配置を含めた加配や講師 時数の増配当・エレベーター設置など、施設・設備や物的諸条件の整備をおこなうこと。特に、常時 介護の必要な重度の障害**のある**生徒の入学にあたっては、介護者の配置を府教委の責任でおこなうこと。
 - オ、LD、ADHDなどの発達障害のある生徒について、在籍やその状態などを把握し、専門家の配置など、必要な措置を講じること。このような生徒の理解と指導を促進するために、研修等を充実すること。
- 5 6. 支援学校の増設、とりわけ知的障害児学校の適正規模(150~200 人)での増設をすすめること。 ア、府立高校内に設置されている支援学校の「共生推進教室」は、生徒の発達を保障するものとはなっておらず、抜本的に見直すこと。
 - イ、教育条件の低下が懸念される、支援学校分教室は府立高校内に設置しないこと。また、支援学校 の分校を設置する場合は、十分な教育条件を整備すること。
 - ウ、あらたに計画されている「『ともに学び、ともに育つ』多様な教育実践校」の設置にあたって、教育課程の編成・教育条件の確保などについて当該校の意向を尊重し、一方的な押し付けはおこなわないこと。教職員の労働条件に直結することから府高教と十分な協議をおこなうこと。
 - エ、大阪わかば高校・生野支援学校併設については、一人ひとりの生徒の成長・発達を保障できる教育条件の整備が大前提であり、それが整わない状況で実施しないこと。また、教員の勤務労働条件を低下させないこと。

同和教育:人権教育

- 57. 同和教育・解放教育の誤りを拡大する「人権教育基本方針・推進プラン」を撤回すること。同和教育行政を一切廃止すること。
 - ア、「府立人研」、「府立外教」などの特定の研究団体の運営にかかわらないこと。また、そうした団体 への公費支出、時間軽減措置、学校単位の一括加入や研究集会などへの参加割り当ての強制はおこ なわないこと。

- イ、「人権教育推進計画」や報告集の提出強要をおこなわないこと。研修のおしつけをおこなわない こと。人権教育にかかわって、校内組織のあり方に介入しないこと。
- ウ、「人権教育研究校に指定された学校および人権教育を主として担当するものへの対応」という名 目の時間軽減措置をおこなわないこと。
- エ、特定の路線・主張に偏した「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」は撤回・廃止すること。 本名を名のる「指導」をおしつけないこと。
- オ、「同和実態調査」はおこなわないこと。府の人権室が保管している「平成 12 年度同和問題解決に 向けた実態調査の対象地域の所在地」データを廃棄すること。

自主的研修

- 58. 教員の自主的研修については、憲法・教育基本法に規定する学問・研究の自由を尊重し教育公務員 特例法21条22条にもとづき保障・奨励するとともに、その内容については介入・干渉をおこなわ ないこと。また長期にわたる自主的な研修を有給で保障し、代替配置の制度化を検討すること。
- 59. コロナ禍により、やむなく自宅待機となった海外研修者について、再度制度を利用できるよう配慮をおこなうこと。

官制研修

- 6 0. 官制研修については、自主・民主・公開の原則に立ち、参加・不参加の自由を完全に保障すること。 ア、校務に支障が生ずるような参加の強制を行わないこと。
 - イ、教職員に過重な負担、時間外労働を強いることのないよう研修の計画を精査すること。
 - ウ、初任者研修制度・10年経験者研修の廃止を国に向けて要求すること。
 - エ、校長から提出された出欠に関する届けについては無条件で受理すること。
 - オ、初任者研修校外研修が学校運営に支障をきたすことのないよう、日程設定上の配慮をすること。
 - カ、真に教職員の資質向上に資する研修となるよう、内容を改めること。研修でのボランティア活動 の強制をおこなわないこと。
 - キ、研修の実施にあたっては、振り返りの報告、アンケートへの回答を含め、研修時間内に完了する よう内容を精査するとともに管理職にも徹底すること。
 - ク、WEB研修(録画視聴)は、本来の実施時間帯での視聴を保障すること。
 - ケ、高等学校教育課程協議会への参加を強制しないこと。

教諭外職種の研修

61. 実習教員・事務職員・技術職員の研修の機会を保障し、内容の充実をはかること。

高卒者の就職保障

- 6 2. 高卒予定者に対する求人の実態をふまえ、希望する生徒の就職保障にむけ、府教委として積極的 な施策を行うこと。
 - ア、求人票記載の労働条件と入社後の実態に相違が生じないよう関係機関と連携して企業への指導を 強めること。
 - イ、進路指導にかかわる旅費等の増額をはかること。
 - ウ、就職を希望した未就職卒業生に対する支援施策を国に求めるとともに、府独自でも行うこと。
 - 工、新規高卒求人票から進路選択にとって重要な項目を削除する様式変更について、撤回を国に求め

ること。

- オ、「複数応募制」の導入にあたっては、過度な競争や不公平を生まないよう配慮すること。これまでの「一人一社制」の意義をふまえ、希望するすべての生徒の就職を保障するとともに、教職員の就職指導にかかわる負担を軽減するための措置を行うこと。
- カ、教育活動の一環として就職希望者の利益を守る立場で行われている就職指導は、利潤追求を目的 とした民間職業紹介業者と相いれないことから、民間職業紹介業者の高校現場への参入は行わない こと。

白衛隊の勧誘

63. 高校生への自衛隊勧誘につき、防衛省と自衛隊に対して、就職協定違反で教育への不当な介入である直接勧誘活動の中止と学校への勧誘依頼の中止を要求すること。

「再編・整備」校の条件整備

- 6 4. 「再編・整備」対象校の教育を保障するための教職員定数を確保すること。施設・設備の整備、学校管理費・旅費の整備をおこなうこと。
- 6 5. 廃校準備においては在校中の教育を優先させ、在校生の心情に配慮した対応をすること。募集停止後も在校生の利便性が損なわれることのないようにすること。
- 6 6. 改編対象校の教職員の負担を軽減すること。再編整備計画は次年度以降へ延期 すること。

スマートスクール構想・「1人1台端末」

- 67. スマートスクール構想・「1人1台端末」について、以下の項目を実現すること。
 - ア、端末の整備と保守運営にあたっては「現場丸投げ」でなく、大阪府の責任において、必要 な常勤技術者と予算を措置すること。
 - イ、端末について、教育課程の中で必要に応じて自主的な判断で活用できるようにし、一律に使用を 求めないこと。
 - ウ、非常勤教職員、実習教員などを含めて授業を行うすべての教職員に大阪府の責任で端末を配備すること。
 - エ、端末の使用によって、生徒の個人情報が漏洩しないよう保護につとめること。
 - オ、故意でない端末の破損、紛失時の費用負担を教職員、生徒・保護者に求めないこと。府の責任で 包括的に対応すること。
 - カ、市立高校から府に移管された学校については、各校と情報連絡を密に行い、特段の措置を行うこ と。

オンライン学習

- 68. オンライン学習はあくまで臨時休業などの緊急時の学習の補完措置であることを明確にし、通常時の授業の代替とはしないこと。
- 69. ICTを活用した教育活動の実施に際しては、家庭にインターネット環境がない生徒もあることから、パソコンや機材、ネット環境の整備について、府として支援策を講じ、経済的環境にかかわらず、すべての生徒の学ぶ権利を保障すること。また、貸出用ルーターのデータ通信量について、実態に応じた十分な容量を保障すること。

- 70. オンライン学習にかかわって、撮影機材やソフトウェアなど「1人1台端末」以外で必要となる 物品整備の十分な予算措置を行うこと。
- 71. オンライン学習・教材の作成を押し付けないこと。また、教材作成にあたっては、教職員の創意工夫、自主性を尊重し、教材内容に関して介入しないこと。教職員の創意工夫を励ます立場で支援を行うこと。活用法や実践事例を共有できる研修、日常的に操作方法、活用方法を相談できるサポートセンターの設置など、支援体制の充実を行うこと。
- 72. オンライン学習について、教材作成により発生する教職員の肖像権、知的財産権を保護する観点 から、府教委としてガイドラインを示すなどの措置を行い、教職員の肖像(顔・姿)の収録を強制 しないよう各校長に指導すること。万が一、肖像権・知的財産権の侵害があった場合の対応を府教 委の責任で行うこと。

ICT化・校務処理システム問題

- 73. ICTネットワーク・校務処理システム等が教育活動にとって真に有益なものになり、教職員の 勤務労働条件の改善に資するものになるようにすること。運用にあたってはネットワークの信頼性 向上に努め、必要な予算措置を講じること。
 - ア、ICT機器の活用にあたっては、教職員の自費購入・負担が無いよう必要な予算措置を講じること。授業用の情報機器の整備、無線LAN環境を整備するなど、負担軽減を図ること。
 - イ、安定的に稼動するよう改善し、学校の業務に支障を生じないようにすること。ICTネットワーク・校務処理システムに関わって、実態を無視した運用の拡大を現場に求めないこと。現場の要望・ 問い合わせに迅速に対応できるようにすること。
 - ウ、ICTネットワーク・校務処理システム等の管理・補修をおこなう専門家(技術者)を教職員定数とは別に配置するなど、このことにかかわる教職員の負担を減らすこと。当面、特定の担当教職員に業務が集中しないよう、非常勤講師時間を配当するなど負担軽減のための人的措置を講じること。
 - エ、ICTネットワークの使用権限を非常勤職員にも保障すること。
 - オ、生徒が安心して学校でインターネットを使えるための条件整備(有害情報や不正アクセスの防止など)をおこなうこと。
 - カ、ICTネットワーク・校務処理システム等、情報機器や先端技術機器の導入については、府高教 と必要な協議を行うこと。
 - キ、市立高校から府に移管した学校で混乱が起きている現状に鑑み、ICT ネットワーク・校務処理システムの管理運営について、安定的に稼働するまでは、現場からの問い合わせに対応できるよう特段の措置を行うこと。

総務サービス整備運営事業

- 74. 総務サービス整備運営事業について以下の要求を実現すること。
 - ア、個人情報の保護を万全にすること。
 - イ、教職員一人1台の端末機を配置すること。
 - ウ、教職員本来の業務に支障が生じることのないよう、発生源入力を抜本的に見なおし、人事給与シ ステムの円滑な運営ができる体制をつくること。
 - エ、本人の入力ミス等による場合であっても、支給要件が発生した時点まで遡及して支給し、諸手当等の不支給が起こらないよう配慮すること。入力ミス・操作ミスが起こらないよう、操作方法につ

いて周知する方法をくふうすること。

- オ、システムの総点検をおこない、現場の声をくみあげて教育活動、権利行使を妨げることのないシ ステムになるよう改善すること。
- カ、複数校を兼務する期限付講師について、どの兼務校からでもSSC上の操作ができるようにする こと。
- キ、市立高校から府に移管した学校での混乱に配慮し、諸手当等について事実がある場合には発生源 入力時点にこだわらず、遡って支給できるようにすること。

芸術鑑賞等への助成

75.「芸術鑑賞」等の行事に対する予算上の助成措置をおこなうこと。

日本語習得が不十分な帰国生徒、外国人生徒等の学習権の保障

7 6. 帰国生徒、外国人生徒等で日本語習得が不十分な高校就学希望者に対して、学習権を保障するための措置を行うこと。母語の話せる教員や日本語を指導する教員の正規での配置、当該校の要求を ふまえた定数措置など、必要な条件整備をおこなうこと。

生徒の健康診断

77. 生徒の健康管理をすすめるため、健康診断を充実すること。必要な応援医師の配置ができるようにすること。新たに専門医による眼科・耳鼻咽喉科検診を行う学校について、担当医師の確保、必要物品の確保について府教委が責任をもって対応するとともに、学校の実態に即し 2022 年度については実施を必須としないこと。

外国語指導員(NET等)の受け入れ等

- 78. 現場実態に合わず、労働条件の劣悪な英語派遣講師 (T-NET) 制度はやめること。外国語指導員 (NET等) の配置にあたっては、生徒が20人程度で授業ができるように増員すること。担当教員の負担増とならないよう軽減措置を講じること。
- 79. 英語科のネイティブ教員の配置にあたっては別途定数を措置すること。

科目「志学」

80.「志学」については、学校の意向を無視して押しつけないこと。

三、賃金・諸手当、休暇、労働時間等の要求

賃金改善

- 81. 教職員の賃金を生活実態に見合うように大幅に引き上げること。勤勉手当を期末手当に一本化するとともに支給月数を引き上げること。
- 82. 退職手当を引き上げること。
- 83. 期末・勤勉手当の役職段階別加算を撤廃し、全職員に一律に加算すること。07 年度からの勤勉手 当への「評価結果」の反映を撤回すること。

昇格改善・格付け等

- 84. 義務教育等教員特別手当の縮減は行わず、2008年4月からの縮減分を回復すること。
- 85. 実習教員の「総括実習助手」の任用を改善し、差別・選別をおこなわず、全員が2級に昇格できるようにすること。
- 86. 行政職・技能労務職の昇任昇格制度を抜本的に見直し、誰もが現行3級の水準に到達するようにすること。給料表の最高号給に滞留している問題をただちに解消すること。
- 87. 技術職員の低賃金を改善するため、初任給基準を他職経歴換算方式にあらためること。「副主査」 「主査」任用については、その改善のため今後も府高教と必要な協議を行うこと。
- 88. 前歴換算など、初任給の決定方法を改善すること。
- 89. 初任給決定における「基礎学歴」を高校卒業から中学校卒業とするなど、高校過年度卒業者の初任給決定上の不利益がないように改善すること。

再任用教職員の待遇改善

- 90. 再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。
- 91. 再任用教職員の期末・勤勉手当の支給月数を正規教職員と同水準に引き上げること。
- 92. 再任用教職員にも、住宅手当、扶養手当など生活にかかわる手当を支給すること。

臨時教職員の賃金

- 93.2020年4月からの会計年度任用職員化を踏まえ、均等待遇の原則に基づき、臨時教職員の賃金水準・待遇を抜本的に改善すること。
- 94. 臨時教職員の賃金改善について以下の要求実現をはかること。
 - ア、非常勤講師の賃金を月額払いに戻すこと。当面、週1時間当たり年42時間分を保障すること。 待機時間も勤務時間としてカウントすること。
 - イ、非常勤教職員の賃金単価を大幅に引き上げること。その際、通算経験年数を考慮すること。 また勤務時間短縮に見合う賃金単価引き上げを直ちに行うこと。
 - ウ、非常勤講師の交通費(通勤費)について、行政の効率性を損なわないよう簡便な方法で事務処理 すること。
 - エ、非常勤講師の賃金について、校内で実際に働いた時間分については、確実に保障すること。「1単位35時間」を超過して勤務した場合は、「校内の努力」とするのではなく、府教委の責任で賃金を確保すること。
 - オ、すべての臨時教職員に一時金(夏·冬)、退職金を支給できるようにすること。非常勤職員のボーナス支給条件(週15時間30分以上)を無くすこと。
 - カ、非課税限度額の当面 180 万円への引き上げと、地域最低賃金引き上げおよび全国一律最低賃金制度の確立を国と府に積極的にはたらきかけること。
 - キ、期限付き講師の賃金に高等学校教育職給料表2級を適用すること。

病気休暇等に伴う昇給延伸

95. 病気休暇・病気休職・介護休暇・組合専従休職などによる昇給延伸の完全回復をおこなうこと。

諸手当の改善

96. 教員特殊業務手当(修学旅行等引率指導業務、部活動、補習・講習など)を改善すること。

- 97. 扶養·宿日直·時間外勤務・住居・通勤などの諸手当を改善すること。地域手当の府下一律 16%支 給を条例化すること。
- 98. すべての職種について、月中途採用者への通勤手当を支給できるよう「通勤手当に関する規則」を改正すること。また、扶養手当、住居手当についても支給できるよう改善すること。
- 99. 短時間再任用者・短時間勤務者・部分休業者など定期券以外で通勤手当を支給されている教職員が土曜授業・部活動指導等で出勤日数が増えた場合について、交通費の自己負担が生じないように通勤手当を改善すること。
- 100. 産業教育手当を職業高校の全教職員に支給すること。
- 101. 定通手当の単価を引き上げるとともに、定通手当を定時制・通信制高校の全教職員に支給する
- 102. 定時制・通信制の非常勤講師賃金に定通手当に見合う額を加算すること。
- 103. 入試手当を抜本的に改善し、全教職員対象に支給すること。

通勤認定、自動車通勤問題

- 104. 交通用具使用者の通勤手当について、校内駐車できない場合の駐車場料金を支給するとともに、 抜本的に改善すること。また、自転車利用者の駅前等での駐輪場料金を支給すること。
- 105. 通勤経路の認定にあたっては、通勤時間の短縮を最優先すること。自動車通勤の認定について、 通勤条件や教職員本人の事情を踏まえ、合理的な通勤となるよう認定基準をいっそう緩和する方向 で見直すこと。定時制勤務者で自動車利用者は、通勤不便地に準じて通勤手当を支給すること。感 染症対策のための自動車通勤認定は、継続すること。
- 106.「校内駐車原則禁止」とした府教委通知を撤回すること。自動車通勤の認定を受けた教職員の自動車については、当局の責任において駐車スペースを確保すること。その際、生徒の安全が十分確保され、教育活動上の支障がない場合には、各校の実情に応じ、学校内での駐車を認めるよう指導すること。
- 107. 自動車通勤の認定を受けた教職員が、職場から公共交通機関を使用して宅着出張した場合、翌日の出勤のための費用を措置すること。また自動車通勤の認定を受けた教職員が、公共交通機関を使用して宅発出張したのち帰校した場合、帰宅のための費用を措置すること。

年末年始・土日の農業関係教職員の勤務

- 108. 年末年始の出勤が欠かせない農業関係学科の教職員に「年末年始勤務手当」を支給すること。
- 109. 土曜日・日曜日の出勤が欠かせない農業関係学科の教職員について、特別の対策をおこなうこと。代休が保障されるよう、必要な措置をおこなうこと。代行員の勤務時間数を増やすこと。

週休日の確保

110. 勤務時間の割振りにあたっては、週二回の週休日を確保するよう校長を指導すること。土・日曜日の勤務は基本的に行わないこと。行う場合は必要最小限とし、教職員の同意を前提とすること。

教員の超勤問題

- 111. 校長と府教委の責任で教職員の長時間過密労働を解消すること。
- 112. 学校内での感染防止のための清掃・消毒作業は、教職員の本務でなく、危険性が高いことから、 専門業者等を配置するなどし、教職員の安全確保と負担軽減をはかること。

- 1 1 3. 2016 年 12 月に府教委が発出した「一斉退庁日」通知が、真に労働時間の縮減につながるよう となるよう、府高教と協議を行うこと。厚労省のガイドラインの趣旨をふまえ、労働時間把握を阻 害するものにならないようにすること。
- 114.以下の項目について周知徹底を図り、校長に厳守させること。
 - ア、教員の時間外勤務についての限定4項目(臨時または緊急、特にやむを得ないときで、かつ次の 4項目に限定される。生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、教職員会議に関する業務、 非常災害等のやむを得ない業務。当該学校の教職員の過半数の同意が必要。月8時間、1回6時間 が限度)を厳守すること。
 - イ、通常の勤務時間とは異なる勤務(早朝からの勤務など)は、真にやむを得ない場合に限定するとと もに、本人および教職員の合意を前提とすること。またその際には勤務時間の割り振り変更をおこ なうこと。
 - ウ、泊を伴う学校行事の際の勤務時間の割り振りを実際の勤務より少なくしないこと。
 - 工、時間外勤務に対する回復措置を完全に保障すること。
- 115.「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
- 116. 教職員の勤務実態と乖離している「給特法」の改正を関係機関に働きかけること。 計測可能な時間外勤務については、労基法に基づく割増賃金を支給すること。当面、時間外勤 務があった日については勤務時間の振替をおこなうこと。
- 117. 夜間定時制で常態化している深夜 10 時以降にわたる超勤に対しては、その解消をはかるとともに、勤務時間の振替等の措置を直ちに具体化すること。
- 118. 教職員の勤務時間・実態の把握は府教委と当該校校長の責任であることを明確にするとともに、以下のことをおこなうこと。
 - ア、教職員の健康の維持向上・時間外勤務の縮減の目的達成のための具体的方策について、府高教と協議すること。府高教を含む府立高校関係者による時間外勤務縮減のための具体的な協議の場を設置すること。
 - イ、出退勤打刻により把握された勤務実態を、教職員の健康の維持向上・時間外勤務の縮減の目的 達成のために、学校別にただちに公表・活用すること。
 - ウ、人員・勤務時間に見合った業務量にするとともに、勤務時間内での授業準備を保障すること。
 - エ、特定の教職員に業務が集中することのないようにすること。
 - オ、早朝勤務の場合などの「勤務時間の割り振り変更」、休日勤務の場合などの「勤務日の振替」、休 憩時間の確保など、現行法令に基づいて使用者責任を果たすこと。
 - カ、「持ち帰り残業」・休憩時間中の業務についても把握し、その縮減のために実効ある措置を行うこと。
- 119.カードリーダーによる出退勤打刻については、時間外労働の実態が正しく把握されるよう、勤務時間把握の目的・意義も含めて丁寧に説明を行なうこと。カードリーダーの移設・増設、機器の改善を引き続き行い、出退勤打刻のための教職員の負担を軽減すること。

感染症対応業務

120. 積極的疫学調査など、保健所の業務への協力のために、教職員の長時間・過密労働が生じていることから、その解消に向けて必要な人員増をただちに行うこと。また、これらの業務は、給特法の超勤4項目に該当しないことから、実際に生じている超過勤務に対し割増賃金を支給すること。 当面、特殊勤務手当の対象とすること。 121. 濃厚接触者等のPCR検査に関する業務など、感染の危険が著しく高い業務を教職員に行わせないこと。万一行わせる場合は、防護服の支給等、必要かつ十分な感染防止対策を府の責任で行うこと。また、これらの業務に対し、危険業務手当を支給すること。

情報機器整備

122. 情報機器の整備によって、過重な負担が強いられている教職員の時間数軽減や専門員配置など 実効性ある負担軽減を行うこと。一部の教職員に過重な負担が集中する現状を府教委、学校長の責任で解消すること。

奨学金に関わる業務

123. 教職員の本来業務でなく、日本学生支援機構等と奨学金受給希望者本人が行うべき書類作成・ 入力作業やその補助等の業務は学校から切り離し、機構が責任をもって行うよう、大阪府として日本学生支援機構等に強く申し入れること。当面、非常勤職員を配置するなど府教委が責任をもって その業務を行うこと。

「英語4技能検定」関わる業務

124.「英語4技能検定」にかかわる教職員負担軽減のために、実効ある措置を行うこと。

事務職員・技術職員の超勤問題

- 125. 以下の要求を実現すること。
 - ア、時間外勤務については本人の合意を前提とするとともに、実態に応じた時間外命令を出し、不払 い労働を根絶すること。超勤手当割増率を引き上げること。
 - イ、各学校で締結される 36 協定が教職員の長時間労働是正に資するものになるよう、制度・趣旨の周 知徹底を図るとともに校長を指導すること。
 - ウ、マイナンバー導入に伴う業務の増加・複雑化によって教職員の勤務労働条件が悪化しないよう、 人員増などの対応を行うこと。

育児休業·育児時間等

- 126. 教職員の子育てにかかわる休暇を抜本的に拡大すること。
- 127. 育児休業制度について、使用者負担として大阪府が有給保障をおこなうこと。育児休業が承認されたすべての期間について、育児休業手当金が無条件に支給されるよう公立学校共済組合に働きかけること。
- 128. 育児時間を現行の90分から120分に延長すること。また、その取得期間を延長すること。その際、代替配置を制度化すること。
- 129. 育児短時間勤務制度、育児部分休業制度について、短時間勤務職員、育児部分休業を取得する職員を定数外とし、常勤の代替者を配置するなど、真に子育てと仕事が両立できる制度となるよう改善すること。
- 130. 妊婦の負担軽減措置を、実技・実習をともなうすべての教職員に拡大すること。

介護支援

- 131. 介護休暇制度について有給保障をさらに充実させること。また、現行制度について、使用者負担として、大阪府が有給保障をおこなうとともに、期間・対象範囲・代替配置など改善すること。
- 132. 介護を理由とした退職者を生まない介護休暇制度の改善を図ること。

年次有給休暇

133. 年休取得を促進するよう条件整備を行うこと。非常勤講師の年休について付与日数等を改善すること。外国語指導員(NET等)の年休を20日に戻すこと。

病気休暇

134. 病気休暇の承認にあたっては通院を前提とせず、一律的な対応を行わないこと。また、病気休暇取得を抑制する対応を取らないよう校長を指導すること。一週間程度の病気休暇取得については、診断書の提出を義務付けないこと。また慢性疾患で人工透析を受けているような教職員については、一年毎の診断書提出を求めないこと。

特別休暇

- 135. 廃止された保育特休、流産特休、特別産前産後休暇、家族休暇、リフレッシュ休暇、父母の祭 日特休を復元すること。ボランティア休暇の適用範囲を拡大し取得しやすい制度にすること。
- 136. 不妊治療休暇を取得できるよう環境整備を行い実効あるものとすること。
- 137. 非常勤教職員の特別休暇を有給とすること。
- 138. 感染予防の観点から、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した教職員の特別休暇を新設すること。
- 139. リハビリ休暇を新設すること。
- 140. 危険回避等の特別休暇について、公共交通機関の計画運休が実施されることも踏まえ、実態に 応じた運用を行うよう校長を指導すること。

障害のある教職員の勤務

- 141. 障害のある教職員の勤務にあたっては、働きやすい職場づくりのため、施設・設備・器具・労働条件の改善をおこなうこと。
- 142. 人工透析など長期の在職療養を続ける教職員に対し、勤務軽減などの方途を講じ、通院時間を 保障すること。また、それを保障する人員配置をおこなうこと。

四、教職員の定数・教職員配置・採用・任用など

教職員の定数増

143.長時間過密労働を解消し、ゆきとどいた教育をすすめるため、大阪府として教職員の大幅な定数増をおこなうこと。

教職員定数配置基準

144. 大阪府の「教職員定数配置基準」を、十分な授業の準備と生徒の個別指導が行えるように、また年休完全取得を可能にするように抜本的に改善すること。

- ア、週あたりの授業時数が一人あたり、全日制課程については 12 時間以下 (HRを含む)、定時制課程については 8 時間以下 (HRを含む)になるよう教員定数配置を改善すること。
- イ、最低、学級数×2.5人以上の配置をおこなうこと。

教職員の配置について

- 145. 教職員定数、教員加配、講師時間数等の配置については、公正・客観的な基準にもとづいてどの学校でも十分な教育活動がおこなえるよう配置すること。
 - ア、定数内については、正規の教員の配置を徹底すること。
 - イ、教職員定数の配置にあたっては、「在籍生徒数」から、従前の「募集生徒数」に基づく学級数に戻すこと。
 - ウ、「特色づくり」「人権教育推進」等優先の定数、予算、設備の設置をおこなわないこと。
 - エ、小規模校に対する教職員配置については、定数配置基準の改善をはかること。
 - オ、学級減による教職員の機械的な定数減をおこなわないこと。
 - カ、養護教諭を全校に複数配置すること。
 - キ、少人数教科・科目、とりわけ家庭科・芸術科・情報科・福祉科の専任教諭の配置をおこなうこと。 定時制課程や小規模校についても、専任教員を配置すること。
 - ク、教員配置の「穴あき」問題については、実効ある措置をとり府教委の責任でただちに解決すること。
- 146. 実習教員の「障がい者選考」など定数外の加配教職員の育休等についても代替を配置すること。

事務職員・実習教員・技術職員の定数

- 147. 授業料不徴収を口実に2011年に強行した事務職員削減を回復すること。またSSC導入による業務量減を前提に2004年から強行された事務職員の削減を撤回し、定数回復をおこなうこと。 基本事務職員配置を全日制6名、定時制3名とすること。
- 148.「事務繁忙校」への十分な人的措置をおこなうこと。改築対象校について、基本構想の段階から事務職員の加配をおこなうこと。
- 149.「一般実習助手配置基準」を撤回するとともに、定数を全日制4名・定時制2名に回復すること。
- 150. 技術職員(校務担当)の退職不補充・業務の民間委託化を撤回し、施設管理に責任と権限を有する直営の職員を各校に最低複数名配置すること。府教委として民間委託化についての検証を毎年行い、民間委託化によって生じる現場の混乱・負担を解消すること。

学校図書館の充実のための人的条件整備

- 151. 改正学校図書館法の趣旨を尊重し、専任・専門・正規の「学校司書」を配置すること。
 - ア、従来図書館担当として配置されていた実習教員を学校司書として任用すること。
 - イ、「司書教諭」発令にあたっては、本人・職場の意向を尊重すること。また、現職の図書館担当者の 職務内容等に支障がおこらないようにすること。

教職員採用

- 152. 採用試験の評価基準を公開するなど、制度の公開性・透明性をいっそう強めること。
- 153「特別免許」を前提とした採用選考を行わないこと。
- 154. すべての教科・科目で教員採用者数を大幅に拡大すること。教員採用選考にあたっては公平・公

正におこなうこと。応募資格の受験年令制限をおこなわないこと。また、定住外国人の採用にあたっては、制度の改悪を撤回すること。

- 155. 期限付き講師で採用選考に合格した者については、「G判定」後ただちに正規の教職員として任用すること。また、新年度の学校配置については、職場の意向にもとづいた学校長の意見具申を可能なかぎり尊重すること。
- 156. 期限付き講師など臨時教職員が大阪府採用選考を受検する際は、職免対応とすること。
- 157. 日本学生支援機構等奨学金について、教員は返済免除とするよう国に働きかけること。当面、 日本学生支援機構等奨学金の返還義務を負っている新規採用教職員に対して、一括返済のための資 金を府が無利子で貸し付ける等の制度を発足させること。

病気休業等に対する代替配置

- 158. 教諭の長期休職者・病休者(診断書期間30日以上)の代替は常勤の教職員で充当すること。とりわけ、同一校・同職種で複数以上の休職者が生じた場合は、早急に常勤の教職員を配置すること。
- 159. 教諭外職種についても、休職、長欠、介護休暇、妊娠障害休暇等に対する常勤の代替教職員を措置すること。またその引継日を全職種に適用すること。

特休等への人員配置

160. 育児時間などをとりやすくするため、必要な教職員配置をおこなうこと。

進路指導業務への人員配置

161. 進路指導業務について必要な人員配置をおこなうこと。当面 2017 年度から未配置となった就職支援コーディネーターの配置を復活させること。

教育相談業務への人員配置

- 162. 教育相談等の対応が十分おこなえるよう、すべての学校にスクールソーシャルワーカー等の人員配置をおこなうこと。
- 163. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等教育専門職の定数化をおこなうこと。 当面は、スクールカウンセラーの時数を十分措置すること。

不登校生徒への指導

164. 学校の要望に応じて、不登校・登校拒否生徒等への指導が十分におこなえるよう、教職員を増や す等、人員配置をおこなうこと。

ICT業務への人員配置

165. ICTネットワーク環境整備、機器管理、校務ネットワークの業務の負担を軽減するために専門の支援員を配置すること。

60歳以降の雇用確保

- 166. 年金支給開始年齢を60歳に戻すよう国に働きかけること。
- 167.60歳以降の雇用施策は「雇用と年金の接続」を大原則とし、年金支給開始年齢までの雇用と60歳時点での賃金水準を保障すること。また、定年年齢引上げについて府高教と十分協議すること。

高齢者部分休業制度

- 168. 高齢者部分休業制度の改善をはかること。
 - ア、短時間勤務職員を定数外とし、常勤の代替者を配置すること。
 - イ、承認の取り消しや休業期間の変更は、本人からも申し出ができるよう弾力的な運用とすること。
 - ウ、休業期間の割り振りなど勤務形態については、1年ごとの変更を可能とすること。

再任用制度

- 169. 高齢者・再任用制度の改善をはかること。
 - ア、希望者全員を雇用し、定数外とすること。
 - イ、勤務形態については、1年ごとの変更を可能とすること。
 - ウ、勤務校、勤務時間について、本人の希望を尊重すること。希望調査の方法を改め、本人希望をていねいに聞き取るとともに、勤務時間の希望を独立して把握すること。配置校決定にあたっては、本人の希望と通勤の利便性などに配慮すること。
 - 工、短時間勤務者にも社会保険を適用すること。
 - オ、選考にあたっては、公正・客観的におこなうとともに選考基準を明らかにすること。

非常勤講師時数

- 170. 講師時間数の配置を十分にはかり、予算の削減をおこなわないこと。また、必要な講師の配置 は迅速におこなうこと。
- 171. 臨時休業などで、代替授業がおこなわれる場合には、必要な非常勤時間数を配置すること。
- 172.特別非常勤講師の講師時数について、必要な時間数を確保すること。

委託役務

173. 各学校が必要とする委託役務費の維持・増額をはかること。また、役務費配当の経緯を尊重し、 全額措置するとともに、使途については技術職員の意向を尊重すること。

五、施設設備·管理費等要求

学校管理費

- 174. ゆきとどいた教育を保障する立場から学校管理費を減額せず、大幅に増額すること。「新学習指導要領」や「GIGA スクール構想」実施に伴うデジタル教材の導入に見合う、予算の増額を行う事。
- 175. 教員採用選考テスト会場など本来の教育活動以外で府立高校を使用する場合の水光熱費·空調 使用料は別途配当すること。

旅費

- 176. 出張にかかわる経費については、全額措置すること。
 - ア、府立高校の立地条件や教育実態に見合った旅費支給が十分できるよう減額せず、大幅に増額する こと。
 - イ、修学旅行・遠足など生徒を引率して行う出張については、教職員の自己負担が起こらないよう措

置を講じること。

- ウ、修学旅行補助額の引き上げ・下見の保障・付き添い者の枠の拡大をおこなうこと。
- エ、修学旅行への障害者の参加にあたり別途経費や付添者を要する場合、その旅費等必要経費を措置すること。
- 177. 新型コロナ感染症等の影響により修学旅行等宿泊行事を複数学年で実施する場合でも十分な旅費を措置すること。修学旅行の内容変更、行程変更によるキャンセル料を措置するなど、保護者・生徒に不利益にならないようにすること。

パスポート取得

178. パスポート取得の際に必要となる戸籍謄本(抄本)や写真の費用等を公費で負担すること。

「特色づくり」推進予算

179. 府立高等学校教育充実関連予算を「特色づくり」推進の予算とせず、すべての学校でゆきとどいた教育をおこなうための予算とすること。予算配分は、客観・公正な基準でおこなうこと。

可燃ゴミの処理

180. 可燃ごみの処分について財政的に必要な措置を講じること。また、ごみの分別収集などにかかわって必要な施設の整備・改善をおこなうこと。

校地緑化

181. 校地の緑化の推進、維持・管理をはかること。

廃棄費用

- 182. 余剰机や廃棄備品等を処分するための予算措置を講じること。
- 183. 廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正により、2017年10月以降、各校で廃棄できずに保管されている蛍光管について、処理費用を含めて府教委が責任をもって廃棄を行うこと。

廃液処理

184. 実験・実習にともなう廃液処理缶の設置や学校のゴミ、汚物処理方法の改善をおこなうこと。

行事や部活動への備品消耗品の充実

185. 学校行事や部活動を充実させるため、備品·消耗品費や合宿付添費、付添に必要な入場料などを 予算化すること。部活動に必要な外部講師招聘予算を拡充すること。

施設設備の改修・更新

- 186. 学校と生徒・教職員の安全を第一とし、快適な教育環境を整備するために、また災害時に府民が避難してくることを前提とし、早急に危険箇所を除去し、施設・設備の抜本的な拡充・更新をすすめること。
 - ア、老朽校舎の建て替え・改修、内装の補修、施設・設備の更新を計画的にすすめること。危険な箇所についてはただちに補修すること。
 - イ、校舎の非構造部材の耐震対策をすすめること。

ウ、工事の計画・実施にあたっては、教育活動に支障を来さないよう、学校の意向を十分尊重すること。また生徒・教職員の安全確保に最大限配慮すること。

全館冷暖房

187. 生徒が使用する全ての教室や実習場、体育館等に空調設備を設置すること。全府立高校の全館 冷暖房実現にむけ、早期に計画を策定すること。十分な光熱水費を確保することにより空調設備の 使用時間や温度等について各学校の教育活動を十分保障できるようにすること。

門扉開閉要員

- 188. 土曜授業等を行う場合も門扉開閉要員を確実に確保すること。
- 199. 門扉開閉要員の時数については、従前の時数に戻すこと。

中廊下式の改善

190. 中廊下式の校舎については、総合的な調査をおこない、学校教育に支障をきたさないよう、通 風、冷暖房設備の設置、照明設備の改善等、施設・設備の抜本的改善をおこなうこと。光熱費を増額 し、その必要額を十分保障すること。

グラウンドの改修

191. グラウンドの大規模改修が必要な学校については、早急にこれをおこなうこと。

体育館の改築

192. 老朽化した体育館の改築をすすめること。その際、文化行事の実施可能な照明・音響等諸設備の整備をおこなうこと。

クラブ室

193. クラブ室について、高等学校設置基準の中に位置づけるよう国にはたらきかけるとともに、当面、クラブ室建設のための必要な予算を計上すること。

牛徒用トイレ

- 194.全校のすべての生徒用トイレについて、洋式トイレ・多目的トイレの設置、個数・学校内の配置など現場の要求に基づきすみやかに改修し、衛生的で快適なものに改善すること。
- 195.全校のすべてのトイレについて、整備をおこなうこと。
- 196. 生理用品をトイレに常設すること。

照明

197. 教室、職員室、運動場等の照明設備の改善をはかること。その際、教室 500 ルックス、運動場 100 ルックスを基本として整備すること。

懇談室

- 198. 生徒や保護者との懇談(相談)室を設けること。
- 199. 余裕の生じた教室については、教育充実のための学校現場の自主的な活用計画を尊重すること。

また、必要な予算配置をおこなうこと。学校教育以外への活用・転用のおしつけはおこなわないこと。なお、全定併置校において、定時制課程の独自教室を確保すること。

生徒連結机のセパレート化の完全実施

200. 展開教室等の机と椅子のセパレート化をすみやかにすすめること。

校内食堂·購買部

- 201. 生徒減少がすすむなかで校内食堂、購買部の維持・改善をはかるため、必要な措置を講じること。 当面、使用料を免除し、光熱水費の補助をおこなうこと。
- 202. 校内食堂・購買部での感染症対策に必要な物品を措置すること。

研究費

203. 教材研究等に必要な費用(研究費)を保障すること。

校舎使用

204. 各学校の教育活動に支障をきたさないかぎり、父母·生徒·教職員·府民に府立高校の校舎使用 を認めること。なお、その場合、教職員へのあらたな負担とならない措置を講ずること。

社会教育など

205. 休業日の学校開放については、教職員の合意にもとづきおこなうこと。また、必要な職員を配置すること。

六、生徒の安全

学校の感染防止対策

- 206. 学校の感染防止にあたっては、科学的・合理的な対策を行うとともに、学校の実情に合わせた柔軟な対応を行うこと。
- 207. 感染防止対策に必要な衛生用品は、各学校の裁量に依らず、府教委の責任で配布すること。

防災 • 減災対策

- 208. 各学校の防災・減災対策を強化するとともに、教職員に必要な研修の機会を保障すること。
- 209. 熱中症予防のために府教委の責任で抜本的な対策を行うこと。WBGT暑さ指数計測器の設置については、校舎内を含め必要な個所に設置すること。その際、教職員の負担が増大しないようにすること。
- 210. すべての学校に緊急地震速報受信装置を設置し校内全域が同速報に対応できるようにすること。

通学

- 211. 通学途上の安全確保をはかるため具体的措置を講じること。また関係機関への働きかけをすること。
- 2 1 2. 通学不便地ならびに遠隔地校の生徒の通学を保障するため、通学条件の整備を急ぎ、通学バス等の十分な確保及び増発を関係機関にはたらきかけること。
- 213. 自転車に関する安全教育の必要性が高まる中、雨天に対応した施設設備の改善を行うこと。当

面、すべての生徒用駐輪場に屋根を設置するとともに、雨具(雨合羽等)の保管場所等を整備する こと。

アスベスト問題

- 214. アスベスト問題にかかわって以下の措置をおこなうこと。
 - ア、08年2月の文部科学省通知に基づき、府立学校における6種すべてのアスベスト使用状況について完全な全校調査を直ちに実施すること。
 - イ、天井裏を含むすべてのアスベスト吹付けを除去すること。また波形スレートなど劣化した成形材、 含有建材を除去すること。
 - ウ、吹付け除去工事および解体修繕工事にあたっては、生徒·保護者をはじめとする学校関係者への ていねいな説明をすること。
 - エ、実験・実習等も含めて、過去に曝露した関係者の追跡調査および、要望に応じた精密検査を実施 すること。

大気汚染等

215. 大気汚染・騒音・悪臭など、学習環境に悪影響をおよぼす問題について調査をおこない必要な改善をおこなうこと。隣接するゴミ焼却施設等からの排煙による影響については、調査をおこない、関係自治体とも連携して対策にあたること。とりわけ、ダイオキシンについては、府として実態調査をおこない、環境・健康への影響について研究・調査を国にはたらきかけること。

PCB問題

216. PCB入り蛍光灯コンデンサーなどの保管については、各校任せにせず、ただちに府の責任で 回収・保管すること。

個人情報保護、危機管理体制

- 2 1 7. 個人情報保護に関わる事故の防止のため、保管・管理に必要な設備の設置・更新、教職員の机・ロッカー等の鍵の整備等に必要な予算を確保すること。
- 218. 生徒・職員の個人情報を守ることを大前提に企業等によるデジタル情報の利活用に、必要な規制を行うこと。
- 219. マイナンバー導入に伴って生徒・保護者・教職員等の個人情報が流出しないよう、万全の対策をとること。また、学校におけるマイナンバーの取扱いについて、教職員が安心して業務に従事できるよう安全な取扱い方法を確立し周知徹底すること。それまでは学校においてマイナンバーを扱わせないこと。
- 220. 感染症流行等の事態に即応できるよう、危機管理体制を強化すること。

七、労働安全衛生体制の確立

健康診断

221. 教職員の健康診断を充実したものにするため、以下の項目を実現すること。

ア、業者選定にあたっては、安心・安全に関しての実績を考慮すること。

- イ、受診を保障するために、実施方法を改善すること。
- ウ、健康診断の時期や時間・方法について、現場教職員の意見を尊重して実施すること。
- エ、各検診について、年齢に関わらず希望者全員が受診できるようにすること。
- 222. 婦人科検診の受診を保障するため実施方法を改善すること。
- 223. 薬品をとりあつかう教科の教職員について特別検診をおこなうこと。
- 2 2 4 . X線撮影については、被曝線量がもっとも少なくなるよう新型機器を導入するなどして実施すること。
- 225. すべての臨時教職員の公費負担による健康診断を実施すること。

精神疾患の増加

- 2 2 6. 職務に起因するストレスの増大によって精神疾患が増加している事を認識し、実態調査をおこない、改善策を検討すること。
- 227. ストレスチェックを実効性あるものにすること。

VDT作業

228. VDT作業ガイドラインに基づき、作業環境の整備など改善をはかること。

教職員の事故:疾病等の統計

229. 教職員の事故・疾病・病休(1週間以上)・死亡等について、実態を把握し統計を公表すること。

病休者の復帰

- 230. 職場復帰支援事業の継続・拡充を行うこと。復帰後の支援の体制づくり、条件整備をおこなうこと。精神疾患による休職者の職場復帰にともなう業務を軽減するとともに必要な人員を配置すること。
- 231. 復帰前のいわゆる「ならし出勤」の強制や義務化はおこなわないこと。
- 232. 健康診断の結果を受け、大阪府立学校職員健康審査会で健康管理指導区分が「B」または「C」 と判定された教職員について、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に従って勤務の「軽減」を行う よう校長に指導するとともに、「軽減」のための条件整備を行うこと。

安全衛生委員会

- 233. 安全衛生委員会を実効あるものにすること。そのために以下の項目を実現すること。
 - ア、「安全衛生管理者」が自覚をもって職務を果たすよう指導を行うとともに研修を充実させること。
 - イ、年度当初より各校で安全衛生委員会を確立するよう校長を指導すること。安全衛生委員会を月一 回以上開催し、安全衛生管理者・産業医が必ず出席するように指導すること。
 - ウ、「産業医」に教職員の勤務実態を十分に伝え、産業医としての職務を果たせるよう、必要な措置 および指導をおこなうこと。
 - 工、衛生管理者の資格取得に必要な費用は公費で支出すること。
 - オ、安全衛生委員会活動マニュアルを作成すること。
- 234.「府立学校安全衛生協議会」の開催回数をふやし、実効あるものにすること。

公務災害補償

235. 公務に起因するケガなどは、程度の大小を問わず公務災害としてあつかうこと。また、疾病についても病状が公務により悪化した可能性のあるものをふくめて公務災害認定をおこなうよう、公務員災害補償基金にはたらきかけること。

ハラスメントの防止について

- 236. あらゆるハラスメントの根絶と予防のために、実効ある措置を講ずること。
 - ア、ハラスメント根絶に向け、教職員が、ストレスを感じることのない、働きやすい職場環境を実現 すること。
 - イ、相談、事案解決の体制を強化すること。
 - ウ、相談窓口の開設時間を拡大すること。
 - エ、被害者の立場に立った対応をすること。
- 237. ハラスメントの解決に向け、第三者機関を設置し、客観・公正な解決体制を実現すること。

冷暖房設備

- 238. 労働条件改善のため、府立学校安全衛生協議会の意見を踏まえて、直ちに教職員が常駐するすべての部屋に空調設備の設置をおこなうこと。
- 239. 休養室、喫煙場所の確保
 - ア、すべての職場に男女別休養室を設置すること。条件整備の予算化をおこなうこと。
 - イ、校地内全面禁煙を見直し、分煙を徹底しつつ、喫煙場所を確保すること。

職員トイレ

240. 職員専用のトイレに洋式トイレ・多目的トイレ・暖房温水洗浄便座を設置すること。

被服の貸与

- 241. 教職員に対する被服貸与制度を、財政難を理由として後退させず充実すること
 - ア、臨時教職員にも支給対象を拡大すること。
 - イ、実習服等の女子サイズも設けること。また、被服貸与の時期を一層早めるよう努力すること。
 - ウ、新規採用者には4月早々支給すること。

臨時教職員への社会保険適用

242. 学期雇用の臨時教職員の社会保険適用を通年とすること。加入・解約についての便宜をはかり、手続きの簡素化をはかること。

共済組合

- 243. 住宅貸付限度額を大幅に引き上げること。当面、少なくとも厚生年金融資限度額まで引き上げること。
- 244. 共済組合が「アイリスプラン」を直ちに中止するよう、共済組合本部および文部科学省にはたらきかけること。

互助組合補助金

245. 互助組合への府補助金削減を撤回し、福利厚生費を確保すること。

ハ、人事について

- 2 4 6. 人事を特定の施策推進の手段とし、恣意的かつ不公正な人事に道をひらく「人事基本方針」を 撤回すること。
- 2 4 7. 人事異動にあたっては直轄強制異動をやめ、公正・民主的人事実現にむけ、府高教との協議を尽くすこと。
 - ア、「現任校4年」ルールの一律な適用を行わないこと。
 - イ、定時制、支援学校への異動については、別扱いとし、本人への意向打診を徹底すること。
 - ウ、予定者通知に先立って事前の意向打診の機会を保障すること。
- 248. 教職員の希望や事前の意向打診など本人の納得にもとづく異動をおこなうこと。
- 249. 一切の退職強要はおこなわないこと。
- 250. 教職員への人事異動の校長面談、ヒアリングは全員に対し、丁寧にすすめるよう管理職を指導すること。
- 251. 学校間格差を拡大し、民主的な学校運営破壊につながる「公募制人事」(TRyシステム)をとりやめること。「特技・得意分野情報検索システム」を廃止すること。
- 252. 技術職員・実習教員への計画人事導入を撤回すること。
- 253. 事務職員の異動にあたっては、機械的・画一的異動や納得の得られない異動はおこなわないこと。また、事務室の混乱・事務の停滞をまねく異動はおこなわないこと。
- 254. 学校名を含めて意向打診を早期におこなうこと。
- 255. 組合員であることを理由にしたり、組合の所属による差別的扱いをしたりしないこと。また、 恣意的・情実人事はおこなわないこと。
- 256. 提出されている異動希望は最大限実現すること。とりわけ、遠距離通勤、家庭・健康条件等を理由とする異動希望については最優先で実現すること。
- 257. 通勤時間については乗り換え時間も含めて60分以内とすること。
- 258. 教科の専門性や学校運営、学校が決定した教員計画を尊重すること。本人の了解の得られない科目への配置はおこなわないこと。
- 259. 新規採用者の配置について、本人の条件を十分に配慮すること。とりわけ、育児・介護等の家族的責任に対する配慮を行うこと。
- 260. 異動による補充は正規の教職員でおこなうこと。とりわけ、少人数教科においてはこれを厳守すること。
- 261. 学級減にともなう定数減については、学校の教員計画を尊重し、教科·科目の「過員」については加配で措置すること。
- 262. 校長・教頭・指導主事・事務長などの選任システムを公開し、民主的学校運営にふさわしい者を 選任すること。教育者としての観点・見識を身につけた人物を得ることが困難で様々な混乱を学校 にもたらしている「民間人」校長の登用制度はやめること。准校長制度を廃止し、定時制・通信制課 程、多部制単位制Ⅲ部を独立校化すること。
- 263. 教育職員免許法付則9項にもとづき、職業科の実習教員の単位認定講習を府教育委員会として実施すること。家庭科担当についても同等のあつかいをすること。
- 264. 教員免許法にかかわる措置について
 - ア、1種·専修にかかわらず、同等の教育上の権限と職務上の権利を有することを確認すること。また、免許状の種類を職務内容や任用に関連させないこと。

- イ、免許上進の機会均等を保障すること。管理職などの推薦はおこなわないこと。
- ウ、特別免許所有者や免許状なしの非常勤講師の一方的な配置はおこなわないこと。
- 265. 文科省通知「高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置の促進について」では、複数教科の免許状保有者の複数校兼務が例示されているが、労働条件の悪化が懸念されることから、これを行わないこと。